

THE KANSAI UNIVERSITY BULLETIN

Osaka, April 15th, 1951. —No. 238

關西大學學報

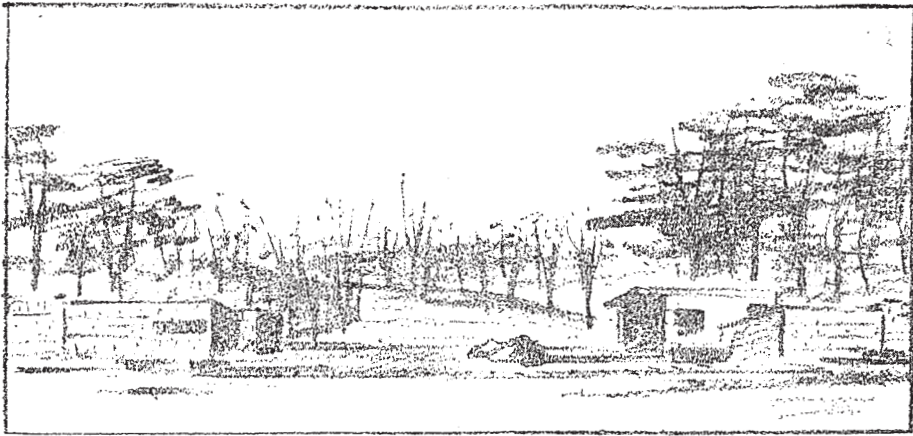
第 2 3 8 號

昭和 2 6 年 4 月



千里山學會春光

關西大學學報局



千里山學舎正門素描

新年度を迎えて

理事長 宮 島 綱 男

昭和二十六年に入りに當つて前年度を回顧すれば本財團の事業が前年度ほど多種多様に亘つたのは、財團の史上未曾有の事に屬すると称しても強ち過言ではないと思ふ。

今其の主なるものを挙げれば、大学院の設置、役員の改選、七種に及ぶ委員会の設置、寄附保険の実施、寄附行爲の改正、授業料問題、拡充五ヶ年計畫の樹立、研究室新築の決定等々、然して最後に千里山花壇の購入、実に多端な一年否実に盛んな一年であつた。

財團が直面した是等の事を大過なく処理することを得たのは全學並びに其關係者が和中協同の精神を以て勵ましつ勵まされつ不断的努力に終始した結果に外ならず、私かに省みて互に会心の情、互に感謝の念切なるものを覚えるのである。

さりながら其れ忘れて可ならんか、昭和二十五年年度の行事は我財團拡充計畫に対し僅かに其方礎を定めたるに過ぎず、實際の仕事は昭和二十六年以降に在ることを。

新年度は立案の年を出でて実行の年に入る。爲に一層多事多端であつて、全學挙つて各其立場に於て各自相応の犠牲を拂いつつ更に努力に邁進することが要望される。

即ち昭和二十六年に於ては、五ヶ年計畫の第一次事業たる大学院研究室並びに千里山學舎本部（鉄筋コンクリート建延四五〇坪）の完成及び正門並びに守衛舎の構設、千里山惠風閣に於ける教職員住宅の増築

大方に對する拡充資金寄附の希求、第二次事業たる教室の増築（本館の二翼並びに経商學舎の建増し等鉄筋コンクリート建延六五〇坪）、新寄附行爲による財團法人関西大学より學校法人関西大学への組織變更に伴う諸規定並びに各種規程の制定、事務機構の刷新、校友連絡機能の改善、將來に於ける本法人事業の綜合的企畫等々枚舉に遑がない程である。

最後に昨年購入した関西大学外苑利用の方途を講ずることは亦本年の行事中最も重要なものにして此度新たに企畫室を設けたる理由の一は斯に存する。尤も未だ私案の域を脱しないが、同外苑の少くとも一部若しくは相当部分をトして、是を將來設立する希望を有する東西兩文化比較研究所の設置に當てる所存である此計畫は單に荒唐無稽の論ではなく、多少具體的な腹案も出來ている。幸い本學は權威ある東洋學者一二に止まらず、又斯學に關する本學所藏の文獻乏しからず、他方西洋學に於ても亦新進の學者少からず、斯に本學が如上の研究所を創設せんとするは、蓋し偶然ではないであらう。然して此機關設立の所以は、小にしては東洋に存在する大學が東洋に關する學問を爲すを以てその一使命を全うするものであり、大にしては東洋學を經とし、西洋學を緯として是が比較研究を爲し其融合を図り、以て世界人類並びに其平和に貢獻せんとするものであつて、夢物語に類するの感なきに非ざれども、是れ我大學の當然進むべきの道として大過なしと信ずるものである。

東洋文學科の使命

教授 高橋盛孝

前号石濱先生の文章中にもある様に、東洋文學科の新設は常に故藤澤先生の念願せられるところであつた。三月十七日には理事長先生石濱先生を始め関係者一同墓参して故先生の靈前に報告感謝をなした。

漢字廃止、道義無視の時代に何を好んで漢学科を新設するかという疑問は私自身も屢々耳にしている。石濱先生の文章は之に答えられたもので十分吾人の言おうとする所を盡している。しかし重要な地位を受けかねばならぬ私自身としても全然沈黙を守るわけには行かぬ。

経學——我が国に始めて漢籍が移入されて以來一千有余年、歴代の學者の最關心事は如何に經書を解読し、身をもつて聖人の道を体現するかの一に集中されていた事は今更言う迄もない。経解の如きも徳川以降の學者は決して中国人の糟粕をなめる事をもつて能事たりとなしたものではない。仁斎徂徠以來の経説は中国人を驚嘆せしめた。しかし昭和の代にはもはや何ものなすべき仕事が残されていないわけではない。王国維は、書経のうち分る部分は全体の五分の一に過ぎぬと云つた。近時我が国や、西域の地下から発見された古書断簡の類、中国内外の古墳から出た古銅器の銘文等を参照すれば從來の読み方を根柢から改めなければならぬ部分が少くない。これ等の史料は從來の和漢の碩學が全然利用し得なかつた所のものである。古書を正しく読む事が第一である。

道學——の如きも西欧の近代思想から見ればいかに粗笨の様であるが、これは所謂形式論理學や弁証法を通して見るからで、漢籍を読むには中国人の論理をもつてしなければならぬという事を私自身近頃しみじみ考へている。生きた人生を把握するには、形式論理學は何の役にも立たぬ。單に理屈が通るというだけでは人生の誤は解けない、恰度算術の割りきれの問題のようなものである。人生には割り切れない問題が何と多い事であらう。割りきれの問題はそのうちのほんの一部分に過ぎない。これを理外之理とか再応、三應之理とか言つてゐる。ぼんやりしている様で要領をつかんでゐるのが中国の哲學である。

歴史や地理の書物についても同じ様な事が云える。從來中国の天文の記事等は經學者はあまり信を置かず、重視もしていなかつたのであるが、近時新城博士や能田、藏内先生等の研究によると頗る正確なもので、嘗つて春秋にあらわれる日食記事を新城博士が取調べられた所によると、年代は全部合つて居り、たゞ一回中国領域内からは見えなかつたと思われるものが記録されているだけだと云う。それ以來天変地異は必ず記録されて居る。太陽が五つ現われたと云う様な一見出たらめと思われる記事も実は極めて珍しい幻日の現象で、十年程前私が満蒙國境のドロノールにあつた觀象所に尋ねて行つたとき、同所の日人技師が自分自身これを見たので早速写真を取ろうと思つて樓から

第二三八号 目次

新年度を迎えて……………理事長(表紙二)	
東洋文學科の使命……………高橋盛孝(一)	
株式会社における経営中核体の變動について……………西本寛一(三)	
ソヴィエト民主主義の特性(承前)……………浪江源治(六)	
大学通のサクラ並木……………H・N生(八)	
学内報……………(九)	
卒業式挙行：新寄附行爲認可：寄附行爲改正：定例評議員会開催：専門部工専有終式典挙行：入学試験施行：藤澤文庫受寄：研究室工事進捗：幼稚園施設の新増築：佛文學の映画と講演との会開催：日本文化講座開講：教育後援会の寄附：人事異動……………(一〇)	
学友……………(一一)	
芦屋・姫路・鳥取・京都各支部会……………職域名簿抄(五)	
続・校友の面影(三)……………(一四)	
懷古談——専門部有終記念式典に於て……………(一五)	
故藤澤黄坡先生展墓の記……………中村浩(二六)	
墓前奉告文……………石浜純太郎	
日本におけるモリエール……………天野敬太郎(二七)	
新入學者に贈るの詞……………	
学報へのお知らせとお願ひ……………	

降りる間に消え失せたと云う。この現象は西歐の天文書にも極く稀にしか記録されて居らず、写真をとつた人は一人もないそうである。東西南北上下六つ現れるものであるが足下の分は勿論全く可視圏外にあり、他のものも極めてうすく通常せいゝ二つか三つ見えるだけだと云う。新しい科学者が最新の智識をもつて漢籍を見なおしてもらいたい。必ず案を拍つて奇に驚くであらう。

詩——経学が漢学が根幹である事は既にのべた。しかし朝から晩迄経学では専門家の我々でも少々へこたれる。時には芸に遊ぶだけの余裕がほしい。藤澤先生もよく空き時間に、千里山校舎の裏山を一巡され必ず二三首の新詩を得て帰られ我々に示された事も一再ではなかつた。今にしてこの道を傳え習わなかつた自分の迂愚を思う次第である。ある日本人がニュー・ヨークのビジネス・センタで、目まぐるしい活動をつづけてほとんど狂せんばかりに多忙な時、彼の寸暇をさいて読んだ李白の詩集が唯一の心のオアシスであつた。後彼はこの詩集を英訳して米國で出版した。曾つて丸善で私も一見した。王維が多忙な官吏生活を逃れて今日で言へば週末の保養に行つたのが輞川の別荘、頗る廣大なものであつたと云う。こゝであの竹里館（独坐幽篁裏 彈琴復長嘯、深林人不知 明月來相照）以下の詩を作つた。晩年をのぞいては彼も決して有閑人でもなく、所謂仙人では尙更ない。忙中有閑なればこそ、この閑適に千金の價があるのだ。胸中に山水あり。俗身にして仙骨。この境地を得る事は容易ではない。

小説——戯曲——は小道である。しかし或る点では却つて歴史子集より難解である。余力のある人は、此の方面にも未開拓の地が少くないから、苦心さえされたならば報いられる所があろう。近頃の三文小説に比すれば、はるかに面白い事だけはたしかだ。

漢学科と称すべき所を東洋文学科と云つたのにも理由がある。従来の漢学者が一番なおざりにしていたのは、中国以外の東洋文化の研究だ。漢籍による東邦諸國の興亡史のみならず、これらの巨多な民族の側から見た中国文化も亦好箇の研究対象である。私が僅に研究に指をそめたギリヤク族でさえも、中国文化の影響を多く指摘することができ。朝鮮、蒙古、滿洲、土耳其を始め、中亞諸民族、印度、東印諸國民等皆古くからの地つゞきの國々だけに相互に影響が少くない。印度や土耳其の學者の中にも近頃では漢文を読む人が出て來た。タイ語の字書も支那人が作つたものにすばらしいものがある。漢字制限等と、くだらぬ迷い言を云つて、せつかく覺えた漢字迄も忘れ様と骨を折つてゐる學者や役人ばかりしか住んでいない島國があるからだ。大笑いだ。我々は制限漢字の外に遊ぶ喜びを持つてゐる。

現代文學——本學の講義の中にも中國語及び中國現代文學の講座が置かれてゐる。共產國化した現代の中國は我々に何の魅力もないが、時局は時々刻々に移行行く。我々はその嵐の中に生きて行かなければならぬ。或程度の新智識、新感覺は持合せて居なければならぬ。冷靜に時局問題を研究批判して青年層を正しく指導して行く事が我々の任務である事は、ひとり東洋文學科の教授のみに限らぬと思う。

東西思想の融和——近頃米國から來る宣教師學者は皆一通り日語を解し、漢字の読み書きのできる人も少くない。彼等の日本語研究熱は既に戦前に発している。我が國で戦時中英語の授業を廃し、英書の購読すら禁じていた事を思うと、正に雲泥の差だ。あれでよくも

米國を相手に戦う氣を起したものだ。全く狂氣の沙汰であつた。しかし日本語を解し、日本文學を味い、日本民族を知る事は歐米人には容易の業ではない。日本にも立派な學者が居り、世界的な水準に達する研究も少くない。自然科學者は早くから自己の業績を歐文で發表して、世界の學界からも認められてゐるが、精神科學、殊に我々の漢學研究の結果はほとんど外國には知られてゐない。勿論歐米の學者もあらゆる努力を費して、我々の研究に近づくとしてゐる。今後の若い學徒諸子は、たとえ東洋學專攻者であつても常にこの事を念中に置いて進んで自己の研究結果を歐米の學界に提供して、その正当な批判と助力とを得るようにはほしい。理事長先生の計畫して居られる東西學術研究所の理想も此の点にあると思う。

(昭和廿六・三・十八)

關西大學法學會編集 法學論集 第一卷・第一號

國際社會主權論——クルビン學說の批判……岩崎 卯一
序說國際法の再建のために（その一）

——自然法學說と法實證主義—— 川上 敬逸
遺言の自由とその制限……木村 健助
相続の本質について——ドイツ法を通じてみた—— 福島 四郎

川島教授著「法社會學に於ける法の存在 構造」について……石尾 芳久
京都大學商法研究会編「英米會社法研究」 岩本 慧

植田重正教授「刑法要說（總論）」——昭和二十四年—— 中 義勝

發行所 關西大學法學會
大阪府吹田市千里山（關西大學内）

株式會社における經營中核体の變動について

員外教授 西 本 寛 一

今日の大規模企業は、すべて株式会社の形態をとり、株式会社は現在における企業形態の典型的なものであり、しかもそれはまた最も民主的な企業体であるといわれているのである。

果してしからば、株式会社はなにが故に民主的であるか。それは株式会社の資本は、原則として多数株式の集積によつて構成されているのであるが、その株式は極めて零細な金額によつて資本を分割する役割を持ち、しかも株式の公開性は、一般大衆に対し零細な金額の出資により容易に大企業の所有に参加し得る機会を與えるという点にある。

しかしこのことは、單に大企業に対する所有の大衆化ということの意味するに止まり、企業の經營に関する民主化を意味するものではない。

株式会社の先驅を爲すといわれる和蘭東印度会社の如きは、その經營はもつぱら取締役に相當する会社機關の手に握られ、その專制によつて運営されたのであつて、そこには会社の構成員たる社員の意味を反映せしめるための社員總會の制度もなく、したがつてまた企業の所有者たる社員には、企業の經營に対する参加權も直接には認められなかつたのである。すなわち、初期の株式会社の企業の經營は、全く会社理事者の專制によつて行われたのであつて、そこには民主的な企業の經營方式は全然認められなかつた。

その後フランス革命を契機として、一八〇七年ナポ

レオン法典により、初めて大陸法系における社員總會の制度を認め、ここに經營の民主化に対する漸く第一歩を踏出すに至つたのであるが、その後幾多の変遷を経て遂に近代株式会社におけるが如き、会社最高の意思決定機關としての株主總會・その意思を表現実行する業務執行機關としての取締役・及びこの業務執行機關を監督する監査役の制度を生むに至つたのである。

かくして企業の所有者たる株主の全体を以て構成する株主總會を、会社の最高意思決定機關とし、この株主總會の決議に会社經營の最高指導性を與えたことは、すなわち各個株主に対し株主總會における議決權の行使を通じて、会社の經營に参加することの機会を廣く認めたことになるのであつて、ここに株式会社企業における經營の民主化が實現されたのである。

すなわちこの期における株式会社の經營中核体は、その企業の所有者たる株主を以て構成する株主總會であり、株主總會の決議は会社最高の意思として、会社の構成員たる株主及び他の機關を拘束する權威を有するのであり、その地位は取締役監査役等の機關の上に君臨して、これを選任しあるいはこれを解任する等絶対の權限を有するのであつて、業務の執行機關たる取締役は、その下において總會の決議を忠実に遵守し、その指揮命令に服従する義務を有するのであるから、株主總會は会社の最高機關であることはもちろん、その權限は会社の組織運営等あらゆる事項に亘

り、そこには不可能ということはないのであるから、いわゆる全能の機關ともいい得たのである。

かくの如く、株式会社に於ける企業經營の中心は、企業の所有者たる株主の全体を以て構成する株主總會にあり、經營の最高指導力は株主總會から發源するといふことは、その機構上極めて民主的な經營のあり方には相違ない。

しかしながら、かくして法律制度の上において民主化された株主總會を中心とする会社の企業經營が、果して法の予期する民主化の実体を獲得し得たであらうか。そうしてまた株主總會中心主義の經營方法が、果して近代企業の經營にふさわしい方式であらうか。いかえれば、現在の株式会社の經營の中心を爲す株主總會が、果して法の予期し希求した民主化の実体を備えたものとして、率直にわれわれがこれを認め得るであらうか。さらにはまた、企業の所有とその經營とが同一人に帰屬するといふいわゆる一元化の方式が、果して近代企業の經營にふさわしい方式であらうか。といふことを今われわれは、ここに新たな反省を以て検討しなければならない時期に迫られているのである。

なるほど、会社の企業が、それを所有する株主の全体を以て組織する株主總會において、その經營の最高の指導性を持つといふことは、一見極めて民主的な經營のあり方には相違なからう。けれども、現在の株主總會の実体はどうであるか。株主總會を構成すべき個々の株主は、会社企業について特別の知識と經驗とを持つといふわけでもなく、また經營自体について熱意と興味とを持つといふわけでもない。ただ願うところは、自己の投資に対する利益配当のより多からんことのみを希求するいわゆる投資株主であるか、あるいは今日買入れた株式が、明日値上りすることによつて得

る利益を狙ういわゆる投機株主であるかであつて、眞に企業経営に對し熱意と興味を持ついわゆる企業株主は、僅かに特殊な資本家的株主に過ぎない状態である。したがつて株主總會の招集に對しても、これら投資株主及び投機株主は、漸く白紙委任狀を送付してその議決權の行使を企業株主に委任することが關の山であり、いわゆる不在株主として自己の財産を会社理事者に信託したに過ぎない状態である。

かくして株主總會は、会社理事者の意中の人物がいわゆるイエスマンとして出席し、議案の提出に對しては無條件拍子で以て賛意を表し、誠にアツけない一幕を演ずるに過ぎないのであつて、それはあたかもシェモラもいつたが如く、会社理事者の仕組んだ観客少なき喜劇に等しい実狀である。しかもこの喜劇を僅かに演ずることにより、法的には株主總會の承認を得たものとして、会社理事者たる取締役監督役のその營業年度中における会社に対する責任は、一応解除され、あたかも株主總會は、取締役のために誠に格恰な責任の逃避場所となり終るのである。実情誠にかくの如きである。

次にしからば、経営に對する株主總會中心主義という制度自体が、果して近代企業経営にふさわしい制度であるといひ得るであらうか。個々の株主は、さきにも述べた通り、企業に對する特殊の知識も経験もなく、それに関する興味も熱意もないとすれば、仮りに多數の株主が株主總會に出席して、おのおのその思うところにしたがひ賛否の意見を述べたとしても、それは全く烏合の衆の集りであり、その集團の決定が経営指導に對する最高の權威を持つとすれば、それは全く衆愚政治の典型的な悲劇であり、また多數決という偶像に幻惑されたデモクラシーの過信でもある。かくし

てデモクラシーの過信は、衆愚政治への通路であり、またデモクラシーそれみずからの自殺行為でもある。殊にまた株主總會は、社團法人としての人の團體たる株式会社の意思決定機關でありながら、その意思決定のための多數決は、多數人による衆知の結合というのではなく、單に株式數の多數による多數決であつて、人の支配から株式による支配へという資本團體性の偏質のために、デモクラシーの本質からさへはるかに遠ざかりつゝあるのである。

しかるに、近代企業経営は、高度に技術化し専門化しつゝあることは争うべくもないのであつて、その経営の任に當るものは、したがつてまた企業に對する特殊の知識と経験とを有するいわゆる経営技能者にして初めてその任を全くし得るのであり、單なる烏合の衆にも等しい株主總會に、これが経営の指導性を期待するが如きは、それは全く木によつて魚を求めるにも等しい愚かなことである。しかもその経営の任に當るものは、自己の専門的技能による創意と工夫とを賢明にめぐらすことにより、初めて経営の万全と進歩とを期待し得るのであるから、これが手腕力量を遺憾なく發揮せしめなければならぬ。したがつてまたこれがためには、株主總會の指揮命令から完全にこれを解放しなければならぬのである。

以上述べた通り、高度に技術化し専門化された近代企業経営は、その専門技能者を要求するとすれば、それは現在制度の下においては、経営担当者たる取締役にこれを求める以外にはない。したがつてまた取締役は、當然に経営に關するエキスパートであることを要請せられる。

しからば現在法制下における諸外国の取締役の制度はどうであるか。まずアメリカ法についてこれをみよ

う。アメリカにおける会社の機關は、株主總會と取締役會とであつて、監査役制度は存在しない。そのうち株主總會は会社最高の機關であることには相違ないが、しかしその權限は、会社組織の基本的事項に關する事項を決定し得るに止まり、会社の経営すなわち業務の執行は、挙げてこれを取締役會の權限とし、株主總會と雖も容易にこれに干渉し得ない建前をとつてゐる。殊に總會は取締役を選任する權限を持ちながら、一旦これを信任してその地位につかした以上は、その地位の安全を保証するため、その任期中は相當重大な事由のない限り、容易にこれを解任し得ないことにし、株主總會の掣肘からこれを解放せんとしているのだつて、会社の経営につき株主總會中心主義をとらず、一見デモクラシーの思想に反するが如き、寡頭政治たる取締役會中心主義をとつてゐるのである。

しかも取締役たるには株主たることを要しないのであつて、企業の所有と企業の経営は完全にこれを分離し、廣く人材を一般から求め得る途をひらいてゐるのである。

しかししづれの法制の下においても、權限あるところかならず責任ありとの原則から、取締役會に對し以上の如き廣範な權限を與える反面において、各個取締役の受託者としての責任を加重し、責任経営への体制を立ててゐるのである。

けれどもこのことは、獨りアメリカ法のみ獨得の制度ではない。ドイツにおいては、ナチスがその政權をとつて以來株式會社法の改正を企圖し、一九三七年の獨逸株式法においては、Führer prinzip といふ指導者原理の要請するところにより、企業の経営を担当するものは、すなわち指導者としてみずからの責任と權限とにおいて、企業体の陣頭に立ち率先指揮の任

に当るべきであるとし、取締役に業務執行の全権を與え、同時に、その責任を加重する反面において、無責任な株主の集合体たる株主總會の権限と監督役の権限とを縮少し、指導者たる取締役の権限に掣肘を加えることを許さなかつたのである。かくの如く、株主總會中心主義を排して取締役會中心主義という寡頭政治の方式は、むしろナサスの如き全体主義の体制下においてこそ、無條件に妥當するのである。

しかば今回改正されたわが國商法は、この点について如何なる態度をとつてゐるか。それはアメリカ法を母法とする改正である以上、もとよりアメリカ制度の導入であることはいふまでもない。すなわち株主總會は会社の最高且つ全能の機關として、すべての機關の上に君臨し、あらゆる事項を決議し得た從來のその権限を縮少し、單に商法または定款に規定した事項に限り決議し得ることとしたことは、株主總會の全能性の剝奪であり、株主總會中心主義の拋棄に外ならぬ。

すなわち株主總會は、他の機關たる取締役及び監督役を選任し、あるいはこれを解任し、また会社の組織に關する基本的事項たる定款の変更・資本の減少・合併・解散・組織変更・会社の繼續その他これに準ずる重大事項に關しては、なおその決議権限を有することにし、僅かに株主總會の最高性を残したことは、もとより民主的企業体としての株式会社の質から生ずる當然の結果ではあるが、從來株主總會の専權に屬していた資本の増加に關する新株発行の如き、会社組織の基本的事項に關してまで、授權資本制度採用の結果、これが権限を取締役會に移譲し、あるいは社債の募集その他業務執行に關するほとんどすべての権限を取締役會に移して、これに對し株主總會と雖も容易に干渉を加へ得ないことにしたのみならず、さらにはまた監督役の権限中から業務執行に對する監督權を外して、もつぱら會計監督の権限のみを残したことは、取締役會

をして株主總會の指揮命令及び監督役の監督からこれを解放し、ビジネス・ビューロクラシーの思想に基く取締役會中心主義を採用しようとしたに外ならない。そうしてそれはまた、近代企業の經營にふさわしい機關権限の再分配である。

また取締役は、株主中からのみ選任するという被選資格の限定は、定款の規定を以てしてもこれを許さなかつたことは、高度に技術化し専門化した近代企業の經營担当者にふさわしい専門技能者を、限られた株主中からのみこれを求めんとするが如きは、ときに困難を感じる場合もあり得るから、廣く人材を一般から求め得る途を開き、企業の所有と企業の經營とを完全に分離し、企業の効率的經營に資せしめんとしたのである。

かくの如く改正法は經營の技術化の要請に應えんがため、經營技能者としての取締役會の制度を法制の上においてこれを確立し、しかもこれら經營担当者をして、みずからの創意と責任とにおいて、その手腕力量を遺憾なく發揮せしめんがため、取締役の解任は株主總會の特別決議によらなければ爲し得ないことにし、その地位の安固を圖るとともに、株主總會の指揮命令及び監督役の監督からこれを解放していることは、以上述べた通りであるが、しかしその反面において、取締役に對し受託者としての誠実義務及び会社機關としての忠実義務を命じているのは勿論、その権限にふさわしい責任の加重を爲し、單に任務懈怠による損害賠償の責任のみならず、さらに進んでたとえば会社が取締役に對し適法に金錢の貸付を爲したような場合でも、その未回収の金額については、他の取締役がこれが弁済の責に任じなければならぬ等、任務の懈怠に何の關係もない事項についてまで、新たに無過失弁済義務を命じているのである。しかもこれら取締役の会社に對する責任は、原則として總株主の同意がなければ免除し得ないとしてゐることは、権限あるところ

ろかならず責任ありとする責任經營制の思想に基くものである。

なお改正法が、監督役の権限中から業務監督權を外したのは、本來監督役は取締役の業務執行が適正に行わるべきことを監視するための監督機關として設けられたものであるにも拘らず、その実情は全く法の期待に反して、却て被監督者たるべき取締役の意中において自由にその地位をさへ左右せられるの有様であり、到底法の予期する監督の実を挙げべきもないという監督役自身の權威の墮落に帰因するのである。

しかば改正法は、取締役の業務執行に關し、株主總會の指揮下からこれを解放し、さらにまた監督役の監督權をも排除したとすれば、取締役は全く野放しの状態において、なにびとからもまたなんらの監督をも受けないのであらうか。もともと取締役は、總株主の信託によつて会社業務の執行に携わるものである以上受託者として信託者よりの監督に服しなければならぬのは当然であつて、固有の権限者の如く全く無監督であるべき筈はない。

そこで改正法は、取締役の責任を加重して法的監督を嚴重にする以外に、代表取締役が業務を執行するについては取締役會の決議によらなければならぬとして、取締役會自身による自主的監督を爲さしめ、さらに各個株主または少数株主に對して各種帳簿書類の閲覧權・取締役の権限越行爲の差止請求權・取締役の責任追及の代位訴權その他取締役の解任の訴提起權等を與えて、間接的に監督の実を挙げしめんとしているのである。

以上の通り歴史は誠に皮肉である。初期における株式会社の經營が、もつぱら取締役の権限によつて左右された專制時代から漸く全株主の手にこれを奪還して株主總會を中心とする經營の民主化に凱歌を挙げたのも東の國、ここに再び新しい裝を持つとはいへ、取締役會を中心とする寡頭政治へ歸つたことは、誠に興味あることがらであり、またそれは民主主義自身の自己反省でもある。

ソヴィエート民主主義の特性 (承前)

員外教授 浪 江 源 治

(五)

ソ連を代表する「プロレタリア民主主義」が英米によつて代表せられる謂ゆるブルジョア民主主義、或は「純粹民主主義」との間に厳格な一線を劃し、謂ゆるブルジョア民主主義においても、今日ソ連邦において実行されている民主主義に対しては多大の疑念をいだき、常にこれを批判し、時にプロレタリア独裁治下の政治をもつて非民主主義的な「一党專政」の政治であると断定しその「全体主義的」性質を指摘している。

謂ゆるブルジョア民主主義を代表するアメリカにおいてはソ連邦の民主主義を個人の自由の問題について如何なる見解が行われ、更にソヴィエート憲法、特にその憲法に規定された基本的人権の諸條項に關してはどのような批評が行われているであらうか。

以下ソヴィエート連邦の研究にあてられた若干のアメリカ文獻によつて、これらの点について概述し一応両者の見解の差異を明らかにしよう。

(一) ソヴィエート民主主義

ソ連邦の指導者はソヴィエート民主主義こそ、民主主義の最高形態であることを主張するが、果してしかるであらうか。

ボリシェヴィズムの理論によれば、プロレタリア独裁のもとでは、国家は労働者階級に屬する。現在ソ連邦には労働者、農民、インテリゲンチヤによつて構

成せられた勤労者の階級がたゞ一つ存在するだけである。従つて政党もたゞ一つ全連邦共產党だけが存在する。党は階級の最も尖鋭な分子を代表し、これらの分子は義務として大衆の指導と訓練にあたる。特に完全な共產主義社会が実現せられるまでの過渡期、困苦欠乏に堪え敵階級に圍繞せられている期間、国家は峻厳極まる統制を行い、必要に応じては暴力を行使する。これがソヴィエート連邦に行われている民主主義の特徴の一つである。

ソヴィエート民主主義という、それが経済的な性質のものであることが考えられる。ソ連の民主主義は経済的民主主義の傾向が特に著しいが、ブルジョア民主主義は民主主義のこうした面を無視している。これがソ連の指導者の考えである。ソヴィエート憲法は基本的人権——労働の権利、老齢、疾病及び労働能力喪失の場合に物質的保障をうける権利、教育をうける権利、休息の権利、民族・人種・性の區別を問わざる国民の平等——を保障している。そしてこうした権利が可能なるも国家が労働者階級に屬しているからというだけの理由からであり、何か拙いことがあれば共產主義社会がまだ生熟していないから起るのである。

これがソヴィエート民主主義の第二の特徴である。

この二つの特徴は要するに仮定である。このような仮定に基づく限り憲法によつて保障せられている社会の経済的、政治的権利も一つの予想にとどまる。また

ソヴィエート憲法が「すでに獲得され、実際に闘いられたものの記録」であること「憲法は現在に關連する」という主張も否定せられる。

ソ連邦における憲法上の保障ということもアメリカ合衆国の憲法の保障とことなつて、ソ連邦の憲法並に行政当局に法律上の義務を課するものではないのである。結局これらの保障は目的と到達点を記載したものであり、また或る場合には憲法採択の際に有効な政策を記録したものである。従つてこれらは隨時、普通の法令によつて廃止せられ、或は改正せられるのである。

(二) 労働の権利、休息の権利、物質的保障をうける権利

労働の権利は實際効果的に保障されている。第一次五ヶ年計画實施期たる一九二八年までには、多數の失業者が存在したが經濟擴張に伴つてそれが根絶されたことも事實である。謂ゆる「政治失業」といわれる現象、政治的過去を問われて仕事のポストが與えられなかつたというような現象も見られなくなつた。だがここに注意を要することは、ソ連において労働の権利は強度な強制と切り離し難いことである。ソヴィエート憲法はその第十二條において「ソ連邦における労働は『働かざる者は食うべからず』の原則に従つて労働能力ある各々の国民の義務であり、かつ名譽である」とせられている。誰でも知つていふように「各人よりはるその能力に応じて——各人にはその労働に応じて」(第十二條)これが社会主義の原則である。従つてソ連では労働者の自由移動に対しては嚴重な制限が置かれてゐるし、犯罪人、政治犯人その他時には富農といつた「人民の敵」に対しては強制労働が課せられる。強制労働については強制労働者收容所(ラーゲリ)

が存在し、そこで多数の囚人が使役されていることは疑いのない事実である。しかし官庁統計も出ていない現状であるからその実数については不明であるが、いづれにしても世界の労働者の生活状態を改善することを看板にしているソ連のような国にこのような強制労働者收容所が存在していることは関心事たらざるを得ない。

休息の権利についてはそれが嚴重に統制されていることを見落してはならない。休息の時間を如何に使うかは国家と共産党によつて嚴重に統制されているのである。この事實はいろ／＼な点で証明される。一人の労働者に割り当てられる休息時間はその従事する仕事の種類と量によつて異なる。休息やリクリエーションのために出かける場所もそれ／＼に割り当てられるし、グループ別に休息の時間中の活動が行われる場合、こうしたグループは共産黨員によつて組織され活動を促進される。更に休息の時間中における労働者の文化的な活動も政治的に統制され、書籍や新聞、劇や映画、ラジオや音楽によつて一定の枠に入れられる。かつて、革命当初の内乱期にカザンの鉄道労働者は自発的に休日を社会的に重要な仕事に献げることがあった。これは「土曜日労働」といわれ、その後習慣として廣汎に普及し、實際上社会的義務という形式のものとなった。このことは休息の時間が社会主義国家の窮極目標に從屬させられている明白な証明であると言えよう。

物質的保障をうける権利と教育をうける権利、それに休息の権利もだが、アメリカ合衆国では隨時法律や條令によつて有効に提供されることになつてゐる。

ソ連邦では事實教育は何にも増して重要視されている。しかもソ連邦における教育は共産党がその目的を

達成するための手段である。共産党が教育事業を支配しており、共産主義の學説のみが教えられ、それ以外の政治學説やイデオロギーを自由に研究することは禁じられている。

(三) 国民の権利の平等

性、民族及び人種の如何を問はず国民の権利の平等は憲法によつて保障せられているが、民族の場合にも国民各自の場合にも、ソヴィエトの政策は重要な事柄に対して異議を唱えることを許さない。この点ソヴィエト国民は充分な平等の権利を享受しているとしても、それは單に法の前の平等であるということが出来る。

一九三六年の新憲法では「權利を剝奪された階級」——私營商人階級の人々、旧ロシア王朝或は警察に關係をもつていた人々、その他——という概念は禁止せられている。しかし政治的差別のためには以前と変わらない方法が講じられており、「裁判所によりて選挙権剝奪を宣言された者」(第百三十五條)という概念のもとにこれらの人々には選挙権が與えられていないのである。

(四) 言論、出版、集合の自由

これらの權利はソヴィエト憲法第二十五條で保障されている。この点アメリカ合衆国の憲法も同じことであるが、しかしこの場合保障の意味は全く異なつてゐる。ソヴィエト憲法ではこれらの權利は勤労者及びその團體に対しそれを行使するために物質的條件を提供することによつて保障されているのである。

仮にアメリカでこの方式が適用されたとすれば、連邦政府は一切の新聞、出版物、出版所、教育設備、放送局、劇場及び音楽室、博物館、通信手段を譲り受けるとともに、これらを政治目的を達成するために統制

する方法を採り、政權を掌握した党に対しては如何なる反対も許されないことになる。

このようにして、ソヴィエト連邦における言論の自由は政府の統制からの自由を意味しない。ソヴィエト当局が自由討論をどの程度に許そうとしているかこれを知ることがむづかしい問題である。ソ連邦では批評が何もかも拒否されているのではないが、限界が置かれているのである。

ソ連邦では個人の信じていることが必ずしも充分な政治的自由のもとにこれを洩らすことが許されていないことは、西欧民主主義が社会主義の擁護を許しているのに、資本主義制度を公然と擁護することがソ連では許されていないことでもわかるだろう。

言論の自由が認められているといへば、ソヴィエトの人達が言うところの「自己批判」の自由——しかも限られた範囲で——だけである。この批評形式は政府の許しが出ているだけでなく、積極的に奨励される。この方式は本質からいへば組織された討論であり、党によつて指導、統制せられ、その性質上主として情報的なものであり、或は宣傳的なものである。だから自己批判は實際のところ政府の道具であるが、国民各自の權利ではない。

(五) 信仰の自由及び團結の自由

他の文明国における如く、ソ連邦でも一応信仰の自由は憲法によつて保障せられている。しかし注意を要するのはアメリカの標準からすれば限定されたものであるし、ソヴィエト政府はこの自由を党の政策の見地から取り扱い、決して人間の基本的人權として取扱つていないのである。

次に團結する權利であるが、この点を共産黨員になる資格について考えて見よう。共産黨員たるの資格は

労働者階級や勤労者に属する最も活動的にして、かつ政治的に自覚ある国民ということに限定がおかれている。しかも新憲法の條項中に述べられているところによれば、党が「勤労者のすべての公共的並に国家的團結の核心をなしている」のであるから国民が自由に團結する權利を與えられているといつても、こうした團體の諸活動が非常な制限を蒙ることは明らかである。

(六)

以上において、マルクス、レーニン主義文獻によつてソヴィエト民主主義の特性を概記し、次でソヴィエト新憲法の素描をつたえその詳細については山之内教授の「社会主義国家の法」(上)を参照せられたい、そして最後にソヴィエト国民の基本的人權がその實質的保障という点で英米民主主義の立場からどのように批判せられているかを一、二のアメリカ文獻の援用によつて紹介したのであるが、ソヴィエト民主主義の本質如何、ソ連邦の民主主義乃至憲法と欧米民主主義諸國のそれとの間に如何なる相違点が見られるか—このような根本問題に対して一応の解答を與えるためには更に歴史的な、同時に社会的な周到な研究がなされねばならない。「ソ連邦の国政」著者サミエル・エヌ・ハーバーはソ連邦における言論の自由の問題に関して次の様な觀察をなしている。

ソ連邦では西欧におけるような言論の自由は許されていない。

ソ連邦では他人の信じていることを必ずしも充分な政治的自由のもとに発表できるとは限らない。西欧民主主義は社会主義の辯護を許しているが、ソヴィエト民主主義は資本主義制度を公然と辯護することを許さない。このような事態は如何にして生じたか、二、三の要点をあげよう。

(一) ソ連邦国民大衆の明らかな後進性、特にその政治的經驗における後進性。

(二) ソ連邦の新しい社会主義機構が円滑な運用の点では頗る完成に遠く、機構を創つた人々にもそれが認められていること。

(三) ソ連邦は最初にして誰一の「社会主義」国家として資本主義諸國と対立しており、これらの國の有力分子の攻撃の目標になつてゐること。

このような觀察には同意するかどうかは別として、

大学通の櫻並木

いつかオーバーが肩に重苦しさを感じさせるようになったと思つている中に、學内にも外苑にも薄化粧をほどこした処女の肌を思わせるような櫻の花が結び始めた。だが駅前から正門へのアスファルト道の両側のやさ型の並木の櫻は葉は出ても花は姿を見せず、



ち枯れて了つた。

この並木は櫻の研究に一生を捧げる世に隠れた大阪の植物学者笹部新太郎氏が、本學の爲に寄贈して下さつたものである。同じく氏の植えた造幣局の櫻が愛護せられておらず氏が慨いておられるのを耳にしてせめて私たち學に携わる者は氏に同じ慨きを抱かせてはならないと思う。

一概に櫻と言つても、細かく調べると櫻にも幾十種という品種があり、これを鑑定し得る人は櫻の國である日本にも殆ど居ない程にむづかしいものであるようだ。

千里山一帯は櫻の名所であるが、誰もが櫻を一応は樂みはしても、櫻の種類を知るほど櫻に対する愛と理會を持合せていないのは悲しいことだと思ふ

(H・N生)

年四月にはいつて、ちらほらと白い花をつけ始めた。たまらないうれしさであつた。

数は五十三株、その中一株だけは所を得ずに立

學内報

卒業式舉行

昭和廿五年度卒業式を学部は千里山学舎、専門部・工業専門學校・第一高等學校・第一中學校は天六学舎に於て夫々舉行した。尙日時及び卒業生数左記の通り

學部 三月十九日午前十時より
 法學部 第一部二三名第二部八四名
 文學部 第一部一五名第二部五五名
 經濟學部 第一部一五名第二部五六名
 商學部 第一部一七名第二部三一名
 計 六五六名 (他に旧制六名)

専門部 三月二十一日午前十時より
 法科 第一部一五六名第二部二八八名
 經濟科 第一部二四九名第二部二二四名
 商科 第一部一七一名第二部一七〇名
 國漢專攻科 第二部五七名
 英語專攻科 第二部五八名
 計 一三七三名

工事 三月十五日午前十時より
 五八名

一 高 三月三日午前十時より
 晝間課程一九〇名 夜間課程二二六名
 計 四一六名
 一 中 三月十九日午前十時より
 三四二名

新寄附行為認可

予て寄附行為改正委員会に於て審議決定したる寄附行為改正案を更に協議員会に於て承認し、これが認可申請中の処、

三月一日付を以て文部大臣より認可あり
 同月十四日新寄附行為に依り財團法人関西西大学より學校法人関西西大学へ組織変更の登記を終了した。

寄附行為改正

寄附行為第四條「関西大学幼稚園」の一号を加えることを三月三十日の定例評議員会に於て決議し、直ちにその認可の申請をなした。

定例評議員會開催

三月三十日定例評議員会を天六学舎本部會議室に於て開催、左記三件を附議、原案通り承認可決した。

一 昭和二十五年年度歳入出追加更正予算
 二 昭和二十六年年度歳入出予算
 三 寄附行為の一部改正

専門部工事有終式典舉行

三月二十日午後一時より中之島中央公會堂に於て専門部工事有終式典を舉行、校友また多数遠近を問わず参列して盛大を極めた。尙次の如く勤続功勞者表彰を行つた。

二期以上在任役員 (五十首順)

神戸 正雄 竹田 省 武田 宣英
 内藤 正剛 原田鹿太郎 宮島 綱男
 矢口 家治 吉田 晉松
 三十年以上勤続者
 小川 忠藏 桂 忠雄 齊藤常三郎
 二十年以上勤続者
 石濱純太郎 岩崎 卯一 神宅賀壽恵
 河村 信一 坂本 憲三 坂本銀之助
 鈴木富太郎 関 豊馬 高橋 盛孝
 武田藏之助 所 勇 中川庸太郎



理事長式辭

中谷 敬壽 長谷川重平 原田鹿太郎
 水谷 撥一 森川 太郎 矢口孝次郎
 山脇 毅 一海 景宥

河村 信一 佐々木富五郎 吉木 一朗
 瑞夫 (実習工場)

入學試験施行

昭和廿六年度入學試験を左記の通り施行
 大學院 三月二十八日・二十九日
 學部 第一部 一年 三月十四日・十五日
 日 三年 三月三十一日
 第二部 一年 三月二十四日・二十五日
 十五日 三年 四月一日

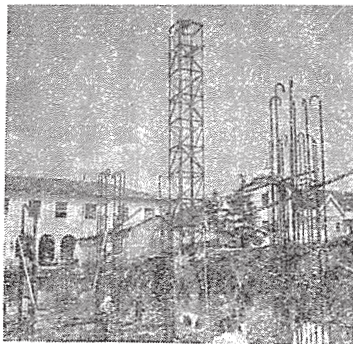
短期大學部 第一、二部共三月二十六日
 晝間課程 二月十五日・十六日
 夜間課程 第一次 二月十五日・十六日

第二次三月三十一日・四月一日
 一 中 三月六・七・八日
 藤澤文庫受寄

東洋文学科新設と期を同じうして元本学名譽教授故黃坡藤澤章次郎氏の遺族より南岳・黃坡父子二代の東洋文学に關する龐大貴重なる藏書の寄贈を受けることゝなつた。尙東洋文学科設置は故章次郎氏生前の宿願なりし故を以て三月十七日午後一時より藤澤家菩提寺臨延寺に於て宮島理事長、岡野學長他本學教授其他關係者十數名により奉告墓參を行つた。(一六頁参照)

研究室工事進捗

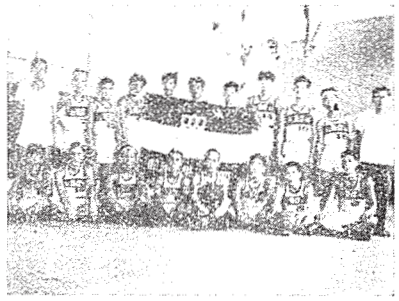
二月十日地鎮祭を舉行した大学院研究室的の工事は着々進捗、遅しし槌音の中に鉄骨は組上げられつゝあり、大學院と以文館との間にその偉容を現出する日も近い將來に期し得られる。



進工中の大學院研究室

幼稚園施設の新増築

外苑に新設せられたあけぼの幼稚園は (一一頁へ續く)



籃球部々員

學生

学生会各部は二十五年年度の有能な部員を送り出すので目下新メンバー編成に忙しうが、本格的な活動は新入生を迎えて以後に決定せられるので、本号にはメンバー移動後に於ける二十六年年度の部活動に就て豫想的な記事を書くことにする。

◎野球部

当部はレギュラーから、神吉・日下・野草・永井の好守強打者を送り出し、投手陣からは家庭の事情で退学した津田を裏つたので犠牲は多大であるが、新人の活動に期待する面が多い。守備陣は以前にも増して充実して居るが、打撃は今後の練習に待つべきであろう。二十五年年度の活躍を期待され乍ら出場しなかつた投手網の肩の不調も癒えて、退陣の津田に替る活躍が望まれるし、打撃陣では大津

・茂木・小林・藤岡・新主將柴尾の活動が期待される。新陣容は次の通りである。

投手 増田、網、寺坂、田畑
捕手 田代、秀高
一壘手 三原、小林
二壘手 柴尾
遊撃手 藤岡
左翼手 高島
中堅手 山根、茂木
右翼手 萩原、大津



・新舊部員の記念撮影・

◎米式蹴球部

卒業生は田中一名のみで主要メンバーには大きな影響はない。昨年度より黄金時代の羽間を加入させているし、むしろ二十六年年度の活躍が望まれる。

◎相撲部

レギュラーの卒業生は中谷のみであり出水・稲田・岡崎の精励と、新入部員に期待出来るものを豫定しているので、二十五年年度以上の活躍が約束される。

◎陸上競技部

当部の卒業生は関目・中井の二名であるが、優秀な新入部員も考えられ、二十五年度前半の輝かしい記録の再現を期している。本学の誇りである中距離には大会にインドへ派遣せられた田尾が健在であり、年度末の駅傳の覇權も必ず奪還出来るであろう。尚、田尾の二十五年年度全日本陸上ランキングは次の通りである。

(七位)

八百米競走 田尾一郎 一分五七秒

(一位)

アジア大会最終日、八百米のタイムは遺憾乍ら二分を超える不調で第四位におちた。

◎拳闘部

当部よりライト級井上を送り出すことは大打撃である、同君の卒業によつて重量級の選手が居なくなるばかりか、中心的な人物を喪ふことになるからである。

新年度に重量級の選手を得られなければ軽量級のみ存在となり、些か淋しい感じがする。尚、全日本アマチュニア・ボクシング・ランキングを記すと

ジュニア・フライ級 橋本徳藏

第三位

パンナム級 福本昌三 チャンピオン
ライト級 井上 馨 第二位

◎籠球部

二十五年年度は秋季関西六大学の覇權こそ逸したが、覇者関学大よりも全日本には優秀な記録を残したことは、より以上に意義が大きい。全日本学生では四位であり、全日本一般では準々決勝に立敵大に破れたとは云え、優勝候補全文理を破り全日本ベスト・エイトにランクされた。主將大田と新井との二名を送り出すことは当部としても大きなマイナスではあるが、小兵ながら北野が健在であり、新井にも劣らぬ長身の中井が残るので、新年度も優秀な成績が期待される。

◎卓球部

当部は三名の卒業者を送るが、レギュラーには影響はない。二十五年年度特に当部の爲に活躍した藤井・飯田・山根が健在であり、二十五年年度よりはむしろ新年度こそこのトリオの活躍に期待されるものが多い。関西六大学多年の覇者関学大に勝ち得る機会こそこの二十六年年度である。

◎ホッケー部

主將足立とマネジャー小川との二名を送る当部もさして影響はない。二十五年年度春秋二季、関西の覇者たり得た当部は新年度もこの輝かしい記録を墮すようなことはないであろう。小野・古市・西尾

・難賀・朝田・八野井・小林・近藤・堂
等々の活躍が期待される。

◎ヨツト部

主將の藤原と松本との二名が卒業する
が、二十五年全日、國体等に活躍した
主要メンバーが健在だから大した影響は
ないが、熱心なレギュラーに欠けるので
二名の卒業が惜まれる。二十五年に斯
界の大先輩である池田教授を部長に迎え
たことにより、部の歴史は浅いが、新年
度こそ大いなる活躍を期し得るものがあ
る。

◎フエシング部

本年度漸く関西四大学連盟が結成され
ることになり、本春よりリーグ戦が開か
れることになった当部は、石脇一名を送
り出すだけで、まだ若い部であるが二十
五年には國体には大阪代表として参加し
たし、女子部員上田は二位を獲得してい
るので、初めてのリーグ戦に優勝を期し
て部員一同も張切っている。

◎馬術部

二十五年度は春季の好成績に較べ秋季
は不調であつたが、更に主將藤久保の退
部、北川・上田の卒業は大きな打撃であ
り、高橋・池永・三宅の活動に懸る責任
は相当重いものがある。

◎スキー部

二十四年度全日本学生に二部より一部
に昇格し、二十五年度は一部中でも第三
位を獲得するだろうと運動各紙の期待が

大きかつただけに、二部転落は意外であ
つた。ベテラン日景・田中の負傷、竹内
の故障が大きく響いたのであつて、卒業
は鶴田・中村の二人のみで、メンバーの
上には大きな影響はないし、活躍を期待
される新入部員も数名豫定されているか
ら、新年度は二十五年度のような不名誉
を残すことはない。

◎サツカー部

卒業生は四名であるが、プレーヤーは
南木・高田の二名である。然しこの兩名
を失ふことは当部にとつては大きな痛手
である。主將でありチームの中心であつ
た南木の存在が大きかつただけに残留部
員の一層の努力が望まれるし、殊に最高
学年になる納・西村・綾目の責任は大き
いが、二十五年度以上の成績を期待した
い。

◎辯論部

新年度より文化部門の一部より利益代
表部門への昇格が一応学友会委員会で承
認され、多年本学の盛名を全國的に広め
た辯論部と云う名称を廃して雄辯会とな
り、更に大きく發展しようとしている。
東浦・大西・北村・上田の諸君を送り出
すが、後に残る人材には事を欠かない豪
勢である。

◎寫眞部

復活三年、その間当部の爲に並べなら
ぬ努力を盡した向井・田坂の二名を送り
出すが、両君の努力は更に發展して、現

部員、OBを加えて関西大学光稜会と
し、その第一回美術寫眞光稜会 展覽会
が、三月十二日より十六日まで戎橋南海
食堂三階心美社に於いて開催せられた。
第一回部展のこととて部員一同も緊張し
ており、作品二十数点の展示は學生寫眞
展に一つの足跡を留めるであらう。

◎演劇部

二十五年度に輝しい上演記録を残した
部員の中から演出の中谷、演技の道下を
送ることは当部にとつては大打撃であ
る。在學する者の中からも西山が事情に
より出演できないとなると、当部の新年
度活動は不安なものがある。來る六月初
旬に行われる本学六十五周年記念文化祭
には、「アルルの女」の上演が豫定され
ているが、成果が些か疑問である。二十
五年度上演のものを再記すると、

若き心の群像 毎日会館
愛の遺恨 威徳館
勝利者と敗北者 威徳館
僕達はそれを持つことは出来ない 毎日会館

◎美術部

春秋二季の學展、秋の白鷺展と、当部
の活動も近年は著しく高められたが、三
月里立つ部長前田の温厚な人格と作品と
共に彼の努力を認めたい。他に山本を送
り出すが後に丸山・細川・披田等の特異
な作風の進境に新年度こそ全関西展にも
期待されるものが多い。

(九頁より續く)

桜花匂う春光の中に施設新増築の工事が
進められ、五月下旬竣工の予定

佛文學の映画と講演との會開催

三月七日午後三時より朝日新聞社大阪
本社講堂に於て本学主催朝日新聞社後援
の下にフランス大使館提供の映画により
フランス文學の映画と講演との會を開催
神戸駐在佛國領事クラメル氏が駐日佛
國大使代理として臨席挨拶をなした。同
氏はその挨拶の中に於て、輒近日本の青
年層の間に佛語並びに佛文化の研究が盛
行し、昨年の出版界の如きはフランスの
職訳物が英語のそれを凌駕したとのこと
を知り洵に欣喜に堪えぬと語つた。
尙当日のプログラムは左の通りである。

講演

バルザックの創作態度 本学教授 三木治氏
ランボーについて 關西日佛 石川湧氏
學館教授

映画

一、バルザックの生涯とその作品
二、飛行機より見たパリ
三、ランボーの「酔いどれ船」

日米文化講座開講

三月十二日及び同二十三日の二回に亘
り本学毎日新聞社共催、大阪府教育委員
会後援により毎日新聞社大阪本社講堂に
於て日米兩國文化交流の意圖を以て日米
文化講座を「經濟法と經濟」のテーマの
下に開講した。

校 友

芦屋支部再會總會

二月十八日(日)午後二時より芦屋公會堂に於て芦屋支部再會總會が開催せられた。先づ下條支部長開会の辭を述べ、引續き芦屋支部発会より現在に至る間の経過の詳細なる説明報告あり、次いで会則改正の審議に移り満場異議なく之を承認、繼いで役員選挙に入り其結果新支部長に田辺由治郎氏、理事に竹谷裕至、竹島聰介両氏、会計理事に山村鶴千代氏、夫々決定し各々就任挨拶あり、其後岡野學長の挨拶及び最近の教務報告、閑理事の経営狀況報告、水谷教授の五ヶ年計畫及び寄附保険に関する説明等あり、尙實屋教授より校友各位の協力要請あり、之に対し磯部元教授の大学に対する將來の希望の披瀝があり、次いで懇談会に移り午後五時學歌合唱、田辺新支部長閉会の辭を述べ盛會裡に散會した。

当日の出席者左記の通り

大學側 岡野學長、閑理事、水谷教授

賀屋教授、徳田誠一郎

支部側 下條小野右衛門、田辺由治郎

竹島聰介、竹谷裕至、山村鶴千

代、酒井政之、安川孝夫、高橋

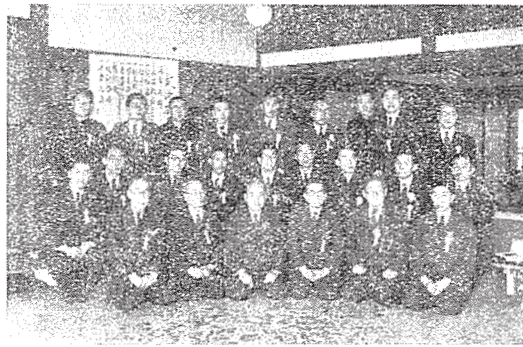
元次、杉本義晴、河野基一、越

智比古市、岡師親徳、倉永勇、

來賓

(順序不同)

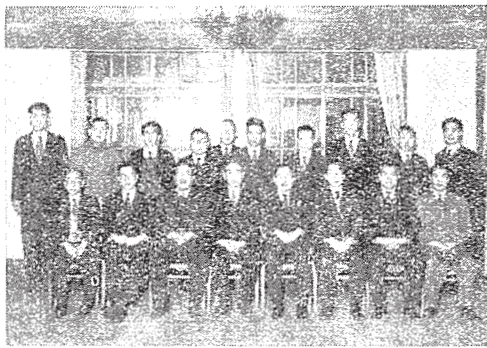
藤田清四郎、有賀司郎、中田彦夫、古家隆、安原定雄、加藤信之介、大道浪雄、藤野嘉一郎、磯部喜一、奥田正雄、



姫路支部總會

二月十八日(日)午後三時より姫路市商工会議所に於て姫路支部總會が開催せられた。滝利幸氏の開会の辭に始まり、次いで支部長田中吉次郎氏の挨拶あり、大學側より和田理事挨拶を述べ續いて大學内外の近況報告あり、昭和二十五年年度の大學院並びに体育館建設の模様、専門部工專有終記念式典等について説明を行ひ、阿部監事よりは大學経営の面より千

里山外苑の購入、細江文庫の受寄等につき説明報告あり。續いて会則審議に移り若干の變更を決議し、更に役員の改選を行ひ、其結果選行委員六名により選出が行われ、支部長田中吉次郎氏、副支部長滝利幸氏(姫路市)、山本一樹氏(東播)、吉松須賀根氏(西播)に夫々決定した。後再び和田理事立つて宮島理事長とロツクフェラー氏との面談、校友会館建設等について報告あり、支部側各位との意見交換あり、寄附保険については国民生命より出張の社員より説明があつた。それより引續いて懇親会に入り、大學の追憶談等四方山の話に華を咲かせ盡きる所を



知らず、午後八時懇談の裡に散會した。
当日の出席者

大學側 和田理事、阿部監事、田中一郎

支部側 田中吉次郎、西村新次、田中

貞男、滝利幸、村瀬裕、田中道

直、山本一樹、小西正夫、向井

裕亮、吉松須賀根、小松健三、

岸本信正、江指幸四郎、河原太

小松陽之輔、角田好太郎

鳥取縣支部總會

(順序不同)

鳥取縣に於ける校友会支部はこれ迄同縣倉吉市の南支部に分置されていたが、此度縣下の校友を統合した縣支部を設け大學と校友との連繫の一層緊密を計るため、これが結成總會が三月二十五日(日)鳥取駅前荒金旅館に於て開催せられた。

先づ西脇吉幸氏の挨拶に始まり、座長に奥沢澄氏が推され、縣支部規則を決議し次いで銓衡委員によつて支部長に奥沢澄氏を互選、支部長より副支部長に橋本喜一郎(鳥取)、赤嶋宏二(倉吉)、富沢亀吉(米子)の三氏を、幹事に西脇吉幸、武内英雄、小林武の三氏を指名し、山下文治郎氏を顧問に推薦した。引續いて宴に入り、大學より閑、村尾兩理事が立つて挨拶並びに大學の近況、五ヶ年計畫設立の報告等を行ひ、国民生命より黒住松江支社長と徳洲鳥取支社長とが出席して寄附保険についての説明をなした。

鳥取縣支部總會

大學側 閑理事、村尾理事

支部側 山下文治郎、奥沢澄、大田盛

治、田中浩道、小林武、武内英雄、西川佑、宮脇英夫、西脇吉幸、山下八壽男、福永保幸、赤嶋宏二、富沢亀吉、綾木昇、石川榮治、橋本喜一郎、安木義近、松下霰（順不同）

京都支部總會

昭和二十五年十一月二十五日（土）京都市職員共済組合御池寮に於て京都支部總會が開催せられた。先づ支部長代理として荒賀氏より開会の挨拶あり、次いで岡野學長より大学の現況報告並びに密附保険の趣旨につき説明あり、續いて宴會となり各自想いを母校に馳せ歡會果てず午後十時名残りを惜しみつつ散會した。

出席者

大学側 岡野學長、徳田密附委員長幹事

支部側

荒賀勝平、足立浩一、石山臺太郎、今西明、大養久雄、古城孝、岡田淺次郎、奥村清治、大槻正男、河村宜介、木村慎、水谷長太郎、黒瀬茂、竹中友治、田中耕一、辻隆、中西重治郎、初田利一、橋本文宏、福田関次郎、藤原房雄、堀景光、牧山磯平、三木英雄、山口友吉、山口多賀藏、山本左一、矢部一州、吉田重雄（五十音順）

地方支部代表歡迎懇親會

三月二十日専門部工事有終式典に参列の地方支部代表者を迎へ、式典懇親會終了後明治四十三年の同期有志は今橋二丁目鴻の家に於て歡迎懇親會を開催した。卒業後四十有余年の歳月を経て初めて再會の顔ぶれもあり、いづれも耳順う年輩で、一夕昔を憶ひ今を語つて隠し芸の競

演も行われ、大学の發展と再會とを約して午後十時散會した。

出席者氏名（順不同）

地方支部代表 中田豊雄（徳島）、中西與七（金沢）、神崎傳次郎（岡山）西脇吉幸（鳥取）、水本信夫（神戸）

大学側 和田理事、阿部監事

四三期側 下條小野右衛門、原田麗太郎、吉木留喜

尙此の他當會には出席されなかつたが遠隔支部代表として福田繁芳氏（東京）、内藤哲成氏（福井）が式典に列せられた。

神宅校友公安委員長就任

大阪市公安委員神宅賀壽恵氏は任期満了により三月七日改選の結果再選せられ、同九日互選の結果、公安委員長に選任せられた。

職域名簿抄（六）

大阪市衛生局

主事	書記
辻本房次郎	大五專法
藤井鼎藏	昭二大經
川合淳	昭三〇
長谷川千秋	昭六專法
渡辺正人	昭七大經
北脇八一郎	昭〇大商
大久保博	昭一三專法
安藤繁平	昭二〇大商
山中重藏	昭九〇
松本榮造	昭一五大法
山村繁	昭二〇
保田勝	昭二〇
八木靜之輔	昭二〇
嘉根勘治	昭六六法
西村忠光	昭七閏甲

大阪市清掃局

處理課長	經理係長	北齊場長	齋園係長	住吉清掃區長	書務所長	清淨監視	庶務課庶務係	清掃課係	清掃課係	第一清掃係
仁尾常壽	林正文	谷福逸	大西信之	藤山豐	藤井元巳	田中正隆	太田一郎	林甚三郎	山田孝一	山田武
昭四專法	昭九〃	昭八專商	昭一三專法	昭一專商	昭五專經	昭一四專法	昭一三大商	昭二四專商	昭一八專法	昭二四〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中野義一	長谷川弘雄	川上道雄	土策重夫	眞砂敬次	神吉素明	農野寬融	津倉輝雄	周藤秀明	森岡重二	西村攝
昭八修了	昭二一大法	昭二〃	昭二一專法	昭二〇專法	昭二一〇大法	昭一七〃	昭一九專法	昭二二大法	昭一六修了	昭二〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
雪本國男	石田智喜	枝野昇	橋本竹繁	藤原正巳	赤井一男	時野信雄	高橋信雄	松本與八郎	會計用度課長	高橋信雄
昭一六修了	昭二〇專法	昭一九專法	昭二二〃	昭一七專商	昭一六專英	昭二二大法	昭一九專法	昭一九專法	昭一九專法	昭一九專法
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃</									

続・校友の面影

— 3 —

朝日新聞社経理局会計部長 近藤政士氏



近藤 政士 氏

◇……氏は大正五年朝日新聞社営業部経理課に勤められ、本学のまだ福島時代に勤務の傍本学の夜間部に通われた

篤学の士である。現在の経理局会計部が経理課と呼ばれていた時代から今日まで経理一本で通して来られた朝日新聞社の生字的的存在である。氏の人生標語は「不言実行、その温容の中に人と爲るに及びみ出ている」。

◇……氏は三十有余年の新聞社生活を顧みてその懐旧談を沁み、と次の如く語られた

「朝日新聞社は大正末期が社運発展の最大の飛躍時代であった。東京府下歐洲御巡行、華府海軍軍縮会議、関東大震災など國家内外に多端の時であり、また社の傍系事業である週刊朝日などの出版物の刊行が創始されたのも此の時代であった。此頃より機構の膨脹に

伴い大量の人材を採用した。社は創立記念日に勤続者の表彰を行う習わしであるが、昨年二十五年間勤続者の数が毎年百名を越えるのは、すべて当時入社した人々である。設備の改善の爲高運轉機を米國より輸入したのも此時代である……

◇……氏は斯る黄金時代を経て数人の歴代部長に仕え、終戦後部長の椅子を踏襲された。

「新聞事業の経理担当者として一般事業会社と異なる所は一応收支の損益核算に計上するが突発事件発生の場合には勿論時々刻々に惹起するニュース取材費に対しては利害を超越して乱費を認めねばならない。これが乱費に非ずして朝日の声價を發揮する原動力となる。だから実行豫算の如きは新聞社には絶対に当て嵌らない。敗戦後の日本経済の混沌たるアンバランスの中にあつて朝日傳統の健全財政を維持する爲には並々ならぬ苦勞もあるが又経理人のみが味う爽快味もある。唯私は占領下の複雑怪奇な世相の中に立つて職責を全うすることの出来るのは七十年の歴史と先輩諸氏の築き上げた朝日の輝かしい基盤の上に立つてゐるのだということに日夜感謝している、私もあと数年後には停年が来るから出来る限り自分の職責を果したい氣持で一杯である」と部長の職責のむつかしさを物語られる

◇……また氏は母校を懐かしみその望む所を次の様に述べられる。

「最も望む所は母校から優秀なものが入社してほしいことである。学生諸君が社会人となつて大学の名譽の爲に闘

大阪銀行難波支店長

丹羽英夫氏



丹羽 英夫 氏

◇……氏は大正十五年学部法科第二回の卒業、香川縣本島村の産、本島村といつても普通では一寸どこか判らないが塩飽諸島の中の主島で、昔から傑出した海員を出しており、かの安政の代に米國桑港に渡航した咸臨丸の乗員の殆どは此島の出であつた。氏も其父祖の血を強く享け効として既に海員志望の意氣に燃えたとの事である。其後大学

い、一人でも二人でも生存競争の中に飛込んで来る意氣がほしい。即ち実力主義の人が今後出てほしい。要は学生諸君の努力と責任に於て頑張ることが必要であると思う。今後は母校の爲と大学と校友との連絡を密に行きたいと思う。

◇……氏は福井縣坂井郡三國町の出身で大正十三年専門部経済科の卒業である。

に昇格勿々の千里山の学部に進学卒業後直ちに住友銀行に身を投じ、爾來今次終職まで本店営業部に勤務、二十六年六月営業部副長から調査部副長に、大阪銀行に改組後の二十一年四月今里の支店長、二十三年五月現職に就任

◇……氏は終職による財閥解体當時を回想して、「財閥解体によつて資本の構成が全く入れ替つた。この大變換期に遭遇して我々の責任は重大となつた事実若い行員に済まぬという氣持であつた。當時の混沌たる経済情勢を見てこれはどうしてもやらねばならぬと奮起した訳だ。元來他の大銀行は夫々幾つかの銀行と合併したが、住友だけは合併することなく、其爲相當心理的な圧迫もあつたが、住友以来の血の純潔という意味から或る意味ではやり易くもあつた」と洩らした……

「現在の日本の経済界はワイークでモラルが低下しているが、私は何とかして金融關係に於て日本は先づ以て眞面目にならねばならぬと思う。昨年五月頃には日本経済の前途は風前の灯の様に思われたが、今は稍々立直つて來た。然し私たちが金融界に携わつてゐる者には朝鮮事変以降に必然的に惹起され且進行中のインフレーションを收拾して行かねばならぬ大きな命題がある……」と日本金融界の第一線に立つ抱負を語り乍らも

「バンカーは謙虚でなければならぬ。従つて冗言は慎しむべきで、英國人の所謂バンカー・サイレンス・イズ・ゴールドであるべきである。バンカーはファイナンス・ドクターであり、アドヴァイス・金融的意見を述べるだけである」と銀行家としての信条こそは謙虚の二字にあると確言する氏である。

「我が校友には金融陣は寡々たるもので洵に淋しく感ずる。是非どしどしと後輩を導き入れた。常に大学のことをは思つてゐるが、社会人として中年を過ぎると何かと用が多くなつて、大学を訪ふ機会もなく申し訳なく思つてゐる」と多忙な日々を悠揚たる体軀に示し乍ら語られる。

懷古談

—専門部有終記念式典において—

三月二十日専門部工専有終記念式典は遠近老壯を問わず來會、懷旧の談に華を咲かせた。斯に大先輩の懷古談の一部を掲載して専門部六十五年の歴史の永きを偲ぶと共に、関西大学今日の大を爲すに至つたその間の関係者の熱意と努力に謝するものである。

白川朋吉氏

「私は明治廿七、廿八の二年間本學に學んだ。この當時本學は関西法律學校となつた。校舎はお寺であつて吊りランプで授業をうけた。先生方は午後の三時か四時から來て講義をされ一週一回か二回の學習をうけた。それでも関大は関西に於ける唯一の法律學校であつた。そして日に増し盛名は高くなつて行つた。今から考えると私の辯護士の年数が五十五年、東京での三年間の學校生活の前に関大に學んだわけだから、関大が生れて三年か四年目に當ることになる。この関大に二年間教養を受けたことが私の今日の基礎をなしている……」

今歴史を顧みると関西大学が今日の大をなすに至つたもとは専門部に負う所が大きい。専門部によつて學校を経営して行きそこに大學、大学院が出来た事は蔽ふべからざる事實である。……今後益々

發展して綜合大學にまでするという意氣込を持つてゆけば西日本一のものになるであらう……斯に感謝の意を表すると共に各方面の御盡力をお願いしたい。」

村尾靜明氏

村尾氏は明治三十七年の卒業で、現在その年輩を忘れさせる程の若者を凌ぐ精氣を以て理事の重職に就いておられる。

「私は寺小屋式の河内町時代、即ち本學の搖籃時代に學んだ懷古すると共に半世紀以上になるので隔世的な事も種々ある私は一、二年生の間は興正寺で過し、三年からは江戸堀の校舎で過した。

興正寺の教場は疊敷で八尺机に四人掛の腰掛があつた。余り広くないところへ一年生は二百名もいたので、立錐の余地もない程であつた。吊りランプをつけていたが光力はばやけていた。施設といつ



式典会場

ては何もなく、當時授業料は月五十錢、油代二十錢であつた。併し比較的不満というものはなかつた。其理由は當時の先生が手塚太郎や山ノ内や南谷というような錚々たる人たちがばかりで、教場は肅然たるものであつた……當時の名称は私立関西法律學校であつたが、文部省の認定とすることになつて、興正寺の様な借家ではならぬというので新校舎建築の運びとなつた。そこで學校は社會に呼びかけて寄附を募り、斯に江戸堀の學校が建つに至つた。明治三十七年一月のことであるこの當時の理事長、関係者の苦心は並大抵ではなかつたと偲する……今と比べて非常に違ふ点は大坂市内に市電がなかつたことである。市の周辺部のものは一日に四五里の道を歩いて通學した。そこで肩には袴を脱いで肩に担いで少しだけでも早く家に辿り着こうとした。私は當時三軒家から通つていたが、これがよく続いたと自分乍ら思う……机が悪くて鉛筆やインキでは駄目で、矢立を使つて要領筆記をした……

江戸堀の最初の七年間が最も苦難の時代でその間先生方は無報酬で働かれた。

この大精神が本學の精神となつて今日の大を成したのだと思う。」

小川忠藏氏

氏は本學に教鞭を執られる事四十五年の永きに及び、専門部大半の歴史の上に幾多の學生を育て社會に送り出し、今も尙提攜として教壇に立つておられる。

「命長けば恥多しと申しますが今日の私は命長きが皆に榮誉ありと申さねばなりません。貢獻せる所眞に微々たりしにも拘らず全力を之に傾けられた当局の方々の御努力に便乗して今日に至り、而も是等の方々と共に表彰を受ける事は望外の榮譽であります。天下の英才を集めて之を教育する、是れ君子の樂みなりとの言葉に感激を覚え、乏しきをも顧みず乏しきが儘に教育界に身を投じて、以來五十年、関西大學に於ては実に四十五年の永きに亘りました……この専門部教育に参加して生涯を送つた事は誠に私の幸福であり、而も此幸福と榮譽とを克く得た私の作業場は實に関西大學専門部でありました……我が専門部には他に見られない特徴があり……好學心の旺盛なる青年に對する入學の門戸が広く開かれ、而も校内に於ては敢て強いる事なく全く自發的に勉學するに任せられてあつた事です。其成果は今日卒業生名簿を一覽すれば如何に素晴らしいかが明瞭であります更に我が専門部が主として夜學であつた点に於て我等は官立諸大學に範を示したもので、彼等は晩飯ながら吾等に追従して來て居ります……今や此榮譽ある専門部が發展解消とか揚棄とかの挽歌を聞きつゝ終を告げんとして居ります……併し幸に後継者としての短期大學が誕生しました。この短期大學に幸福の多からん事を、専門部の良き傳統が益々純化されて其校風が築上げられん事を祈る次第であります。」

故藤澤黃坡先生展墓の記

中 村 浩

三月十七日春寒未

だ衣を軽くするを欲せしめず、雨氣罩むる空重く垂るゝ中を

故黃坡藤澤章次郎先生墓參尋の爲、城南生玉寺町なる藤澤

家菩提寺臨延寺に赴く。山門を潜れば寺庭の櫻樹夙くも春の

迫るを知りて枝上に苔を著く。寺堂は昨秋の風害に耗損少からずと雖も、戦火を蒙らずして其の古きを傳へ、堂前の砌路掃拭清らかなり。

此処藤澤氏累世の塋域たり。浪華の儒家、東嶽、南岳、黃坡三代傳へてこゝに眠る。堂の西、低き処墳苑となりて、東

嶽、南岳兩先生の墓碣を見る。黃坡先生の墓標は独り離れて堂の南、櫻樹の下、稍廣く翻りたる地を占めて立つ。細砂滑らかにして芝草僅かに萌ゆ。墓表に大円

謹んで黃坡先生に告ぐるの文

財團法人関西大学は昭和二十五年九月三十日を以て同大学に東洋文学科を増設したき旨を文部省に申請し、越えて二十六年一月三十一日を以て許可せられるを得たり。顧るに東洋文学科増設は故同大学名誉教授黃坡藤澤章次郎先生多年の念願たりしを想ひ、三月十七日同大学理事長宮島綱男先生は親しく墓前に詣りて之を報ぜらる。愚弟石濱純太郎後に随ひ列に侍して感慨措く能はず、卑陋の辭詞を愧ぢず聊か緣由を披露して所懐に及ばんと欲す。曰く先生身は儒林の名家に由て、学は三世の粹を集め、道徳を勉め文章を講ずるを以て天の命ずる所父祖の訓ふる所と爲せり。何ぞ図らん、却災は先世の遺業たる泊園書院を喪失せしめ、子弟も亦四散して相尋ぬるに由なく、加ふるに國歩顛覆し、世情疲敗し、既存の校肄或は旧文の講席を廢し、新興の少壯は漫りに銀行の知識に倣るを見る。茲に於て先生痛心の情己むを能はず、必ず速に関西大学中の斯文の専科を開設して、十一を千萬に求めんと期せらる。先生夙に斯願を持し、屢々同僚に其意を勧説する所ありしも未だ容れらるるなし、純の同じく同校に職を奉ずるを以て遂に此事に従ふべきを囑せらる。純唯々心に之を銘せるも、常に力無きを嘆ぜり、然り而して嗚呼光陰は矢の如く歲月は人を待たず、先生淹然として道山に帰し給ひぬ。一昨年冬同族一門相會して先生大祥の忌を當めり。純思へらく、時非なりと雖遠未だ回らずと雖、今に於て先生の遺志を誰がずんば何の時をか待たんや、天の斯文を存するを欲せずんば己みなん、然らずんば斯文の興廢は匹夫も亦責ありと慨然東洋文学科増設の議を提出したり。幸にして理事長宮島先生其議を大に善しとし、進んで之を己れの任なりとせられ、期年ならずして其議を實現せられたり。純の喜び知るべし。又先生九泉の下に在りて雖必ずや素志の達成を欲し給ふるべし。純又思へらく、泊園文庫は故南岳先生の發意に出

りし東洋文学科設置の此度實現を見るに、の意を告げらる。傷悼の聲音は惻惻として心肚を打ち、森嚴の氣迫は悵悵として

で、傳へて黃坡先生に及ぶ、黃坡先生戰災の觸れんを懼れて之を遠く道明寺天瀧宮内に秘藏せしめられしが、先生歿後依歸する處なし。今や先生の素願の成るを以て此文庫を併せて関西大学に藏し、左右相助けて斯文の擁護に資せしめば、有終の美を成すに幾きかと。之を藤澤氏一族泊園子弟に歸りて

贊襄を得、其意を宮島先生に致せり。宮島先生又其意を諒とし、是れ泊園文庫の爲ならず、東洋文化の爲なり、一意保持に任じ、百万善美を盡さしめんと。純の喜び知るべし。又黃坡先生九泉の下に在りて雖之を聞かば文庫の其處を得たるを喜び心を安んぜん事知るべし。昊天の命必ず存するあり、一綫の傳尙ほ未だ絶えず、この斯文衰替、耆宿凋落の際に當り、純の不敏にして此の盛事に會ふを得たり。身は老を催し、體は疾を持すと雖、安んぞ心を振ひ氣を奮ひ、涓滴の微力を廻潤の大業に致さざるを得んや。敢へて因縁を陳ね感懷を述べて先生の靈に告げ、仰いで冥助を請ふ云爾。

昭和二十六年三月十七日

石濱純太郎

に拙文を記して泉下の先生に懇謝す。

(二六、三、一七)

吾は泊園書院に於て故先生の講筵に侍し教誨を享けたれども、性悟愚にして爲す処なく、徒に歸南を加ふるのみ、今斯

理理事長宮島綱男先生、故先生の宿願た生前に於て成し能はざりしを遺憾とする

鏡智伏值有德院殿文林黃坡大居士小祥忌 十有二名、吾も亦その末席を汚す。

宮島先生墓前に額きて故先生の宿願の

之辰莊嚴報地と記されたり。

稍廣く翻りたる地を占めて立つ。細砂滑

らかにして芝草僅かに萌ゆ。墓表に大円

日本におけるモリエール

天野 敬 太 郎

モリエールの戯曲が初めて邦訳して公表されたのは、明治十九年十月三十一日「読賣新聞」紙上の湖東生訳「西洋風滑稽演劇・南北梅枝恋」であると思う。これは翌十一月二十三日まで連載された。次いで尾崎紅葉は明治二十五年八月「守銭奴」を翻案して「夏小袖」を、二十六年五月「俄医者」を翻案して「恋の病」を、春陽堂から單行本として出版した。その次は、明治二十七年十二月二日から十四日まで「大阪朝日新聞」に掲載した南翠翻案の「嫉妬夫」である。新聞の掲載ではこの外に、明治三十一年一月一日から十一日まで「國民新聞」に連載した鈴木蘭人訳「強迫結婚」がある。この前後の頃から、翻訳や翻案が次第に雑誌に登載される様になった。(明治三十三年一月「この花」に渡辺霞享の花風病が出ている。)

モリエールの戯曲の邦訳を集めたものでは、明治四十一年の草野柴二の「モリエール全集」が最初である。英訳からの重訳であつて、かつて新小説、白百合、歌舞伎、明星に發表したものをまとめたもので、モリエール戯曲の大体半数の十

五篇を収録し、巻頭にモリエール紹介(一二五頁)、巻末にモリエール年表を付し、各戯曲毎に画家を異にして一葉ずつの挿絵が付けてある。後半は二、三年の後に成る豫定であつたが、遂に実現を見るに至らなかつた。この十五篇のうち五篇は翻案と称しているが、十五篇共に登場人物は日本名になつてゐる。題名も「麗舌魔」「倉吉」「染直大名篇」「腦病秘薬」等の如く、縦横無盡の名が付いたものがある。中巻は「押付女房」が風俗装束の如くで發賣禁止となつた。

その次は、大正九年坪内士行訳で、タルチューフ、ドンジュアン、厭人家、守銭奴、博學婦人、神經病者の六篇だけ收めて「モリエール全集」と称したもので、これも英訳からの重訳といふべきである。大正十三年、「古典劇大系」の刊行に際し、その第七巻中に井上勇訳の七篇(似而非才女、タルチューフ、ドンジュアン、人間嫌ひ、ジョルジュダンテン、守銭奴、女學者)を收載した。昭和初年の日本時代になるや、昭和二年には「世界戯曲全集」第三一巻佛蘭西古典劇集にこの井上訳のうち、ジョルジュダンテン

を除く六篇が採收せられ、昭和三年には、「世界文学全集」第六卷佛蘭西古典劇集に内藤瀧沢の人間嫌ひ、女學者の辭、氣で病む男の三篇が收録せられた。この三篇は昭和十二年新潮文庫「モリエール傑作集」として單行本となつた。

名実共に全集として整つたのは実に、昭和九年吉江喬松監修の「モリエール全集」三冊である。吉江氏の外に川島順平、奥村実、恒川義夫、井上英三の諸氏が分担して三十三篇を翻訳した。そして第三巻巻末に恒川氏のモリエール著作の分類及び年表、吉江氏のモリエール詳傳が付載されている。この全集において、初めて邦訳になつたものが十二篇あり、茲において初めて三十三の全戯曲が完全に我が國に紹介された次第であつて、劃期的出版であつた。なおこの初訳である十二篇(うち六篇は川島氏)は現在まで他に訳が出現しないから、今日これを空前絶後と云うことが出来る。

終戦後、昭和二十二年「モリエール喜劇集」は小場瀨卓三訳タルチューフ、内藤瀧沢人間嫌ひ及び氣で病む男の三篇を收載し、昭和二十三年、四年「モリエール選集」第一巻は川口篤訳タルチューフ、辰野隆訳孤客を收め、第二巻は鈴木力衛訳ドンジュアン、享主学校、女學學校を收録し、第三巻は未刊の様である。この外に二、三篇を収めたもので、春陽堂文庫の石川淳訳「ドンジュアン」その他、富

山房百科文庫の川島順平訳「ドンジュアン」そのほか」等の出版があり、又一戯曲一冊ものも數種出てゐることは言うまでもない。

今日までモリエールを邦訳した人は二十人ばかりある。劇の長短や訳の巧拙、翻案の如何は不問にして、數においては草野柴二氏は十八篇を訳して最も多く、川島順平氏が昭和九年版モリエール全集に十一篇を訳して第二位である。同全集に恒川義夫、奥村実、阿氏が各八篇を訳し、井上勇氏は古典劇大系に七篇を訳し、坪内士行氏は大正九年版モリエール全集に六篇を、吉江喬松氏は昭和九年版全集に五篇を訳した順序になるが、以下は省略する。かくて五篇以上を訳した人で草野柴二以外の人々の發表は、大体一時に印刷發行したのであるから、訳業も恐らく比較的短期間であつたと想像されるが、草野柴二の場合は、明治三十七年六月「麗舌魔」を訳し初めてから、大正四年「縮尻男」の訳まで十八篇の訳が、前後十二年間に亘つていたのである。又十八篇のうち、十二篇は草野氏によつて初めて我が國に紹介されたのである。草野氏はモリエールの主要なものは凡て手にかけたが、只一つ有名な「人間嫌ひ」に訳筆を染めなかつたことが一寸不思議に思える。草野氏は訳業の外にモリエールの評傳にも屢々筆を執つて大いにモリエールの紹介に努めた。我が國におけるモリ

エール紹介者としての功績は忘れられない存在である。

草野榮二、本名は若杉三郎、明治八年十一月岡山縣勝田郡北和城村に生れ、第二高等學校を経て、同三十七年東京帝國大學文科大學英文科を卒業し、愛知縣立第一中學校教諭をしたことがある。氏は滑稽物(喜劇)を好んだが、たま／＼明治三十六年東大でフーレンツ博士のフランス文学史を聴き、モリエールを知つて大いに感激し、当時モリエール劇を我が文壇に移植した人がないことを遺憾とし、自らがこれに傾注するに至つたのである。氏はこの外にゲーテのヘルマンとドロテヤ、ディッケンズのクリスマスカロー、ツルグネーフ散文詩の邦訳も出版した。氏は二、三年以前に逝去の由である。

一戯曲に対して五人以上の邦訳の存するものは、Le Tartuffe 七(草野、坪内、井上勇、吉江、石川、小場、瀨、川口)、Le Misanthrope 七(坪内、井上勇、関口存男、内藤、石川、吉江、辰野)、L'Avare 七(尾崎、草野、坪内、井上勇、奥村、土井逸雄、小場、瀨)、Don Juan 六(草野、坪内、井上勇、石川、川島、鈴木)、Les Femmes savantes 六(藤沢古雪、草野、坪内、井上勇、内藤、恒川)、Le Malade imaginaire 五(草野、坪内、井上英三、内藤、石沢政男)がある。

西洋人名の漢字訳は、特に明治初期に

おいては必ずあつた。シエイクスピアが沙士比亞、ナボレオンが拿破列翁の如く、モリエールも亦一定していなかつたが行われていた。明治十九年湖東生訳「南北梅枝恋」には、讓利兒となし、明治二十五年尾崎紅葉の「夏小袖」には森盈流としていた。

左に日本におけるモリエール文獻の一覽表を掲げる。一は、全集選集の類で、項の終の()内の文字は二、作品邦訳一覽に使用した略語である。二は、モリエールの戯曲を年代順に記し、各々邦訳をその發表順に列挙した。三は、邦文モリエール文獻(傳記、紹介、批評等)を大体發表順に配列したものである。紀年の下のアラビア数字は發行の月である。なお、上演その他記すべきことが残っているが、それ等は他の機会に譲ることにする。

一、全集、選集

モリエール全集 草野榮二訳 金尾文淵堂 明治四一 三 菊判 上、中、下巻三冊、合本一冊もあり (一五篇)
(A全集)
モリエール全集 坪内士行訳 天祐社 大正九 12 (六篇) (B全集)
古典劇大系 第七卷 佛蘭西篇 1 近代社 大正一三 四六判
(モリエール 七篇 井上勇訳)
世界戯曲全集 第三一巻 佛蘭西古典劇

集 近代社 昭和二 8 四六判
(モリエール 六篇 井上勇訳)

世界文学全集 第六卷 佛蘭西古典劇集 昭和三 12 四六判

昭和三 12 四六判 (モリエール 三篇 内藤訳)

モリエール全集 第一、二、三卷 吉江高松監修 中央公論社 昭和九 菊判

(三篇) (C全集)

モリエール傑作集 内藤訳 (新潮文庫) 新潮社 昭和一二 1 菊半裁

(三篇) (傑作集)

モリエール喜劇集 生活社 昭和二三 3 B 6 (三篇) (喜劇集)

モリエール選集 第一、二卷 南北書園 B 6 (選集)

I 川口、辰野訳 昭和二四 1 (二篇)

II 鈴木力衛訳 昭和二三 9 (三篇)

II、作品邦譯及翻譯一覽

La Jalousie du Barbouille.

南翠外史 妬嫉夫 (翻譯) 大阪朝日新聞 明治三 12

草野榮二 艶舌庵 (翻譯) 明治三 6

同 明星 辰歲六号 明治三 3

川島順平 ル・バルブイエの嫉妬 C全集一 昭和九 9

Le Médecin volant.

川島順平 飛び医者 C全集一 昭和九 9

L'Étourdi, ou Les Contre-Temps. 1653

草野榮二 體尻男

心の花 一九卷七号 大四 7
恒川義夫 慌て者―又は嘆ひ違ひ C全集二 昭和九 10

Dépit amoureux. 1656

川島順平 恋の遺棄 C全集三 昭和九 12

Les Précieuses ridicules. 1639

井上 勇 似而非才女 (古典劇大系第七卷の内) 大二三

同 佛蘭西古典劇集の内) 昭和二 8

奥村 実 才女氣取り C全集三 昭和九 12

Sganarelle, ou le Cocu imaginaire. 1669

草野榮二 倉吉 (翻譯) 明星 辰歲七号 明治三 7

同 A全集上 明治三 3

吉江喬松 スガナレル―察深い亭主 C全集一 昭和九 9

Don Garcie de Navarre,

ou le Prince jaloux. 1661

恒川義夫 ドン・ガルフィ・ド・ナ

ヴァル―或は嫉妬深い王子 C全集三 昭和九 12

L'École des Maris. 1661

水田南陽 御亭主學校 中央週報 明治三 5

草野榮二 良人學校 明星 未歲六号 明治三 6

同 A全集上 明治三 3

川島順平 亭主學校 C全集三 昭和九 12

鈴木力衛 亭主學校・女房學校

同	A 全集 中 明四3	尾崎紅葉 夏小袖 【翻案】	Les Fourberies de Scapin. 1671
川島順平	心ならずも医者にされ C 全集 一 昭九9	同 (紅葉全集第二巻の内) 明三8	草野柴二 瞞着男 明星 午歳一号 明元1
土井逸雄	俄医者 (守銭奴の内) 昭二6	同 (紅葉全集第一巻の内) 明四8	同 A 全集 下 明四3
Mélicerte. 1666		同 (尾崎紅葉全集第一巻の内) 大四12	川島順平 スカパンのべてん C 全集 二 昭九10
川島順平 メリセルト		草野柴二 守銭奴	
Pastorale comique. 1667	C 全集 二 昭九10	歌舞伎第ニ一六号 明三10	La Comtesse d'Escaubagnas. 1672
恒川義夫 田園喜劇 C 全集 二 昭九10		同 A 全集 下 明四3	川島順平 伯爵夫人デスカルバニアス C 全集 一 昭九9
Le Sicilien, ou l'Amour peintre. 1667		坪内士行 守銭奴 B 全集 大九12	Les Femmes savantes. 1672
石川 淳 ル・シシリヤン		井上 勇 守銭奴 (古典劇大系第七巻の内) 大三	草野柴二 女流秀才 帝國文学 一巻七—三号 明四7
奥村 実 シシリー人	昭八4	同 (世界戯曲全集 31)	後藤末雄 女学者 【物語化】
Amphitryon. 1668	C 全集 二 昭九10	奥村 実 守銭奴 C 全集 三 昭九12	(モリエール物語の内) 大39
恒川義夫 アンfitriyon		土井逸雄 守銭奴 (單行本) (モリエール文庫一) 学藝社 昭二6	坪内士行 博學婦人 B 全集 大九21
George Dandin, ou le Mari confondu. 1668	C 全集 三 昭九12	小場瀬卓三 守銭奴 (單行本) 白水社 昭三8	井上 勇 女学者 (古典劇大系第七巻の内) 大三
草野柴二 姦婦の夫		Monsieur de Pourcaugnac. 1669	同 (世界戯曲全集 31)
明星 午歳四号 明元4		川島順平 プールノーニヤック氏 C 全集 二 昭九10	内藤 渥 女学者の群 (世界文学全集 6 佛蘭西古典劇集の内) 昭三12
同 A 全集 中 明四3		奥村 実 堂々たる恋人たち C 全集 二 昭九10	同 傑作集 昭三1
井上 勇 ジョルジュ・ダンテン (古典劇大系第七巻の内) 大三		Le Bourgeois gentilhomme. 1670	恒川義夫 女学者 C 全集 二 昭九10
織田正信訳 ジョルジュダンテン 【物語化】		草野柴二 染直大名 綱 A 全集 下 明四3	Le Malade imaginaire. 1673
(モリエール物語の内) 昭二11		恒川義夫 町人貴族 C 全集 一 昭九9	草野柴二 臆病祕薬 【翻案】 新小説 一〇年二巻 明元2
恒川義夫 ジョルジュ・ダンテン—や りこめられた亭主 C 全集 一 昭九9		Psyché. 1671	同 A 全集 下 明四3
L'Avare. 1668		吉江喬松 プサイシエ C 全集 二 昭九10	坪内士行 神経病者 B 全集 大九12
			内藤 渥 氣で病む男 (世界文学全集 6 佛蘭西古典劇集の内) 昭三12

同	喜劇集 昭三3
井上英三	氣で病む人 C 全集 三 昭九12
石沢政男	ひとりぎめの病人 (單行本) 養徳社 昭三12
(一頁より續く)	
第一回 三月十三日午後二時より	
現代アメリカの經濟法について……	
カリフォルニア大學教授	
アルヴィン・P・ピアソン氏	
株式会社の經濟中核體の変動について	
……本學教授 西本 寛一氏	
第二回 三月二十三日午後二時より	
現代アメリカの經濟について……	
……アルヴィン・P・ピアソン氏	
自立經濟への道……	
……本學教授 森川 太郎氏	
(尚西本教授講演は三頁参照、森川教授講演は來号掲載の豫定)	
教育後援會の寄附	
本學教育後援會より本法人五ヶ年計畫第一次事業費として金二百万円也の寄附を受く、茲に同會會長樫本信雄氏並びに同會會員各位に対し深甚なる謝意を表する。	
人事異動	
海外課長 熊原生顯 長主 斎 原 良 人	
昭和二十六年二月十日付を以て退職	

新入學者に贈るの詞

柳暗花明、人の心は誘われて春郊に足を向ける候となり、千里山は桜咲き乱れる中に、新たな年度を迎え、至る処に学生の希望に燃える姿を見得る時となりました。

此度新しく大学の門を潜られた諸君の上には、將來の日本のバック・ボーンとなるべき新たな意義が課せられたのであります。

大学は決して街學者となるべき知識供給の所でない事は明らかであります、動もすれば此弊に陥る惧れがありますが、斯に諸君は、本學の教育方針に沿つて人格を陶冶し、健全なる思想を涵養し、豊富なる教養の上に専門的知識をつけ、指導者としての善良なる市民となることを期し、特に我國一般社會の爲、更に進んでは國際社會の爲に貢献する崇高且つ雄健なる氣概を養成されることを心がけて頂きたい。

幸い本學は四周花と緑とに包まれ、殊

に外苑は四時千彩万華の自然の美を包蔵している。諸君は常に外苑に足を移して友と花英の下に、翠緑の蔭に、芝草の上に、池水の畔に、或時は學をばなれ頭を休めて自然に還り、或時は靜かに思索に耽り、或時は讀書三昧に時を過し、或時は學を忘れて笑い興ずることが出来る。斯る恵まれた自然の環境に學ぶことが實惠の港に學ぶことと比べて、其の心身を健全にすることに於て、霄壤の別あることは諸君にとつては論を要しないであらう。

然して諸君が清新なる意氣に燃えて千里山學舎を諸君の人生を活かす豊かなる教養の泉とされんことを。

尙學報局はここに諸君の入学を祝する意味を以て特に本号をおくることにしました。もし諸君がこれに依つて大學の内外に於ける活動の一端を知つて頂ければ幸甚です。(関西大学學報局)

學報についてのお知らせとお願い

一、學報は年十回(八月、十二月休刊)毎月十五日發行

一、學報誌代は校友會費とは別に実費年二〇〇円(送料共)とし、同月より翌年三月までを一年度と致します。

従つて年度中途で申込みをお受けし、ましては年度初めからの學報をまとめてお送り致します。もし年度途中のお申込みの場合は別に一部二十円の割で御送金願います。

但し昭和二十五年年度に限り五月刊二一三(復刊一)より二十六年二月刊二二七号までを一年と致します。

一、學報のお申込みは左記宛振替を御利用下さい。

大阪府中央局区内大淀区長柄中通二丁目 関西大学學報局 振替口座大阪二六七七二番

活動状況は廣く收録致したいと思ひます。現在職域名簿抄を連載しておりますので、各地校友御協力下さい。また既載の分に就きましても変更の場合、訂正を要する場合は至急御連絡下さい。

一、學報に適合し急御連絡下さい。但し紙幅の制約がありますので、二号にわたるものはお引受け致しかねます。尙掲載については編輯部に一切お任せ下さい。旧版名遣い御使用など特に御注意を要する場合は、原稿の冒頭に朱書願います。

一、昭和二十五年年度分をお申込みになつて未送金の方は整理の都合上至急御送金願います。

一、お申込みの際、振替用紙裏面通信欄又は申込用紙に御面倒でも校友名簿作成の都合もございませうので本籍地、現住所、送り先、勤務先名称及び住所、卒業年次など御明記下さい。

一、學報編輯部に対する御希望、御意見は忌憚なく學報局編輯部宛お知らせ下さい。

前號(二二七号)訂正

一頁標題「ソウイエートの民主主義」は「ソウイエート民主主義」に、同頁上段一五行目「經濟の面」は「理論の面」に、同二三行目「東欧民主主義」という區別は「東欧民主主義と西欧民主主義」という區別に、四頁見出し出席者名の「河野講師」「植野講師」は「河野教授」「植野教授」に、五頁上段一五行目「恒常的な性格だから」は「恒常的な性格ではないから」に、一〇頁二段二五行目「稻田一郎」は「福田一郎」に、同頁三段二五行目「原政雄」は「原田政雄」にそれぞれ訂正致します。

【編輯後記】

◇大學にとつては最も忙しい年度の始末に追われ、終に三月号を發刊することを得ず、読者各位に申し訳なく思つております。そのため、本号は三、四月合併号のつもりで増頁致しました。

◇巻頭の理事長の言にもあります様に、昨年度の本學は内外に一大飛躍の年で、大學内には五ヶ年計畫の第一期工事たる大學院研究室の建築が着々として進み、鉄筋林立して壯麗を呈しております。又四月にはいつて外苑では幼稚園が始まり、金額の嬉々として遊ぶ姿が心を癒します。尙外苑は四月一杯一般に開放され、日々老幼男女の櫻樹行樂に賑わつています。

◇復刊以後毎号本誌掲載の写真は、すべて文學部教授八島治一氏に御無理をお願いしているものであります。

◇三月二十日舉行の専門部工專有終式典の記念グラフ残部少々ございますので、御希望の方は御申込下さい。頒價三十円

昭和二十六年四月十五日印刷
昭和二十六年四月十五日發行(復刊八号)

関西大學學報 第二三八號
一年誌代実費二〇〇円(送料共)

大阪府大淀區長柄中通一
編輯部 関西大學學報局

大阪府北區川崎町七
印刷者 株式會社 ナニヲ印刷所

大阪府大淀區長柄中通二
發行所 関西大學學報局

電話(關西)一七五六番
振替大阪二六七七二番

新刊 書籍・雜誌



有限
会社

青
泉
社

本店 大阪市北区堂島北町四一スバルビル(大毎筋向イ)
電話 淀川(47)二八五三番
支店 大阪市北区梅田町三(大阪駅前)——年中無休

各種 美術書
文藝・哲學書
經濟書

豊富取揃

明日のあなたの心の糧は
親切で明るい

ブルー・オーシス
青泉社へ

◎御入手困難な本の御用命は是非当店へ

御進物には 誰も喜ばれる
丸善の 商品券を
¥ 300.00 より 書籍・文具・洋品

新學期参考書及文具

和 洋 書

豊富取揃

米・英・独・仏・瑞 書籍雜誌の御用命は
輸入に永年經驗のある弊店を御利用の程を

丸 ㊤ 善

大阪市東区心齋橋筋北四丁目 電話船場(25) 2621-3
大ビル賣店・大阪市北区宗是町大ビル一階